

令和3年第3回仁淀川町議会定例会会議録（第2号）

令和3年6月9日（水曜日）

10時00分開議

10時29分閉会

出席議員（10名）

1番議員	竹本文直	2番議員	西森常晴
3番	岡田良成	4番	片岡智準
5番	大野弘	6番	西森久雄
7番	野村安夫	8番	左京憲昌
9番	藤崎源彦	10番	若藤敏久

欠席議員（0名）

説明のため出席した者

町長	大石弘秋	教育長	竹本雅浩
総務課長	黒川一彦	企画課長	古味仁志
税務課長	片岡博	町民課長	井上竜一
保健福祉課長	谷脇昭仁	産業建設課長	片岡伸二
会計管理者兼出納室長	下久保幹夫	教育次長	井上健一
仁淀総合支所長兼地域振興課長	神岡孝司	池川総合支所長兼住民福祉課長	大原正人
仁淀住民福祉課長	大野真智	池川地域振興課長	大原成彦

職務のため議場に参加した事務局職員

議会事務局長	大石浩平	書記	西村美智
--------	------	----	------

午前10時00分 開議

○議長 おはようございます。ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、これより会議を再開いたします。

本日の日程は、お手元に配付の日程表のとおりです。ご了承をお願いいたします。

ここで、昨日の発言の訂正を行います。昨日の一般質問終了後、私が「延会」と言った発言を全て「散会」に訂正させていただきます。よろしくお願いします。

これより日程に入ります。

議案の審議を行います。

日程第1、質疑を行います。

報告第3号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで報告第3号の質疑を終結します。

報告第4号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで報告第4号の質疑を終結します。

報告第5号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。片岡智準君。

○4番 報告第5号の専決処分についての質疑を1点だけさせていただきます。

これは介護保険法の改正によってできたものではないかなというふうに思いますが、改正点で町民が知っておいたらいいということについて、一、二点教示いただけたらありがたいなと思います。

以上です。

○議長 ただいまの質問に対して、谷脇保健福祉課長、答弁。

○谷脇保健福祉課長 片岡智準議員の質問にお答えします。

この改正は、3年に1回の介護報酬の改定または国の介護保険制度の見直しによる制度の改正となっております。主には国の介護保険制度の改正となっております。

その内容としては、今回のコロナの感染症や、災害への対応力の強化、グループホーム、施設系の人員基準の緩和、介護現場の革新などの制度の持続可能性の確保が主な目的です。

介護現場の革新としては、情報通信技術を使った介護者とその介護を使われている方との人同士のコミュニケーションを推進するということが目的となっています。

また、地域包括支援センターが、今までは国、県が許認可権を持っていたんですが、こ

れが市町村に下りまして、その施設の人員、設備及び運営に関する基準を条例により明文化し、その基準に基づいて、6年に1回、実地指導を行うものとなっております。主な改正は国の改正によるものです。

以上です。

○議長 ほかに質疑はありませんか。片岡智準君。

○4番 ちょっと再質問で、要は個人的に家において、今まで以上に、例えば介護認定が従来やったら3か4になるのが1になって、基準が厳しくなったとか、そういう点はございませんか。

○議長 谷脇保健福祉課長。

○谷脇保健福祉課長 片岡議員の再質問にお答えします。

介護保険の被保険者の方には特に変更点はありません。主に市町村の介護施設、包括支援センターの運営の仕方などの改正となっています。

○議長 よろしいですか。

(「はい」の声)

○議長 これで報告第5号の質疑を終結します。

報告第6号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで報告第6号の質疑を終結します。

報告第7号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで報告第7号の質疑を終結します。

報告第8号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで報告第8号の質疑を終結します。

報告第9号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで報告第9号の質疑を終結します。

報告第10号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。大野弘君。

○5番 専決処分的一般会計の補正の予算についてお伺いをします。

34ページで林道維持費の除草委託料が減っておるようですが、道路の維持等で除草を

やっていただきたいようなところはかなりあると思うんですが、減の理由をお聞かせ願いたいと思います。

それから37ページの道路維持費、委託料ですが、これはどういうところの減なのか、これもお願いをいたします。

それから次のページ、38ページの防災対策費の工事請負費、370万減額になっておるんですが、これはどういうものを減額したのか、工事なので安全とかそういう面に結びつくと思うんですが、何を減らしておるのかお伺いをします。その3点をお願いします。

○議長 片岡産業建設課長。

○片岡産業建設課長 大野議員のご質問にお答えいたします。

まず34ページ、林道維持費の減額、また土木費の道路維持費の除草の減額ですけれども、これは入札減による減額となっております。

それと、7款土木費、道路維持費の道路維持委託料でございますけれども、これは各地区で道路の清掃等をしていただいています道路工夫さんの年間60時間、60日の部分が、時間減等により減額となっております。

以上です。

○議長 そしたら、続いて、大野弘君。

○5番 道路維持の工夫さんの関係が377万3,000円減額ということですが、これは減ということは、いうたらかなりやってないというようなことでしょうか。できるだけ、町道なんか結構多いと思うので、その辺でしてないというと、かなり地元の人もなると思うんですが、その辺、ちょっとお願いします。

○議長 片岡産業建設課長。

○片岡産業建設課長 大野議員の再質問にお答えいたします。

確かに道路工夫さん、体調を崩されたりとか、そういうようなことで、年間の時間数を消化し切れてない部分がございます。また、人員を増やしたいということもありまして、当初予算でその分を見込んで予算を計上していた部分もございますので、何とか一生懸命やってもらうように工夫さんのほうにもお願いしていきたいと考えております。

○議長 黒川総務課長。

○黒川総務課長 大野議員の防災対策費に係る工事請負費の減についてのお答えをさせていただきます。

昨年度、コロナ禍において防災訓練等が中止になりまして、その会場の工作物の設置等、

その他もありますけども、そういったことで減となっております。

以上です。

○議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで報告第10号の質疑を終結します。

報告第11号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで報告第11号の質疑を終結します。

報告第12号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで報告第12号の質疑を終結します。

議案第31号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第31号の質疑を終結します。

議案第32号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第32号の質疑を終結します。

議案第33号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第33号の質疑を終結します。

議案第34号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第34号の質疑を終結します。

議案第35号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第35号の質疑を終結します。

議案第36号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第36号の質疑を終結します。

諮問第1号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで諮問第1号の質疑を終結します。

諮問第2号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで諮問第2号の質疑を終結します。

諮問第3号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで諮問第3号の質疑を終結します。

日程第2、これより討論・採決を行います。

報告第3号の専決処分の報告については、地方自治法第180条の規定による報告でありますので、報告のみといたします。

報告第4号の専決処分の報告については、地方自治法第180条の規定による報告でありますので、報告のみといたします。

報告第5号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり報告することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって報告第5号、専決処分の報告について（仁淀川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例）は、原案どおり承認されました。

報告第6号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり報告することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって報告第6号、専決処分の報告について（仁淀川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る

介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例) は、原案どおり承認されました。

報告第7号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり報告することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成です。よって報告第7号、専決処分の報告について(仁淀川町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例) は、原案どおり承認されました。

報告第8号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり報告することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成であります。よって報告第8号、専決処分の報告について(仁淀川町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例) は、原案どおり承認されました。

報告第9号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり報告することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成であります。よって報告第9号、専決処分の報告について(仁淀川町税条例等の一部を改正する条例) は、原案どおり承認されました。

報告第10号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり報告することにご賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成であります。よって報告第10号、専決処分の報告について（令和2年度仁淀川町一般会計補正予算（第8号））は、原案どおり承認されました。

報告第11号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり報告することにご賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって報告第11号、専決処分の報告について（令和3年度仁淀川町一般会計補正予算（第1号））は、原案どおり承認されました。

報告第12号、令和2年度仁淀川町繰越明許費繰越計算書の報告については、地方自治法施行令第146条第2項の規定による報告でありますので、報告のみといたします。

議案第31号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することにご賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。よって議案第31号、仁淀川町移住定住促進空き家活用住宅の指定及び管理に関する条例については、原案どおり可決されました。

議案第32号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することにご賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第32号、仁淀川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案どおり可決されました。

議案第33号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第33号、仁淀川町手数料徴収条例の一部を改正する条例については、原案どおり可決されました。

議案第34号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第34号、令和3年度仁淀川町一般会計補正予算(第2号)については、原案どおり可決されました。

議案第35号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第35号、町道の認定については、原案どおり可決されました。

議案第36号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めま

す。

全員賛成。よって議案第36号、字の名称の変更については、原案どおり可決されました。

諮問第1号については人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。

暫時休憩にします。

午前10時24分 休憩

午前10時25分 再開

○議長 正会に復します。

お諮りします。諮問第1号、第2号、第3号については、一括で適任ということで報告してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって諮問第1号、2号、3号の人権擁護委員候補者の推薦については、適任とした意見を答申することに決定をいたしました。

日程第3、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。議員の派遣については会議規則第127条第1項の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、お手元に配付のとおり議員を派遣することに決定しました。

お諮りします。ただいまの議員派遣に関し変更があった場合は、議長に委任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、議員派遣に関し変更等があった場合の措置については議長に委任することに決定しました。

日程第4、委員会の閉会中の継続審査、調査についてを議題といたします。

各常任委員会、特別委員会の委員長から、委員会の審査、調査の件、特定事件の調査事項について、仁淀川町議会会議規則第74条の規定により、お手元にお配りした申出のとおり、閉会中の継続審査、調査の申出があります。

お諮りします。各常任委員会、特別委員会の委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査、調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。したがって、各常任委員会、特別委員会の委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査、調査とすることに決定いたしました。

暫時休憩にします。

午前10時28分 休憩

午前10時29分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。会議を閉じます。令和3年第3回仁淀川町議会定例会を閉会いたします。

午前10時29分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

仁淀川町議会議長

仁淀川町議会議員

仁淀川町議会議員